

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と北海道行政書士会十勝支部（以下「乙」という。）は、幕別町内において大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（行政書士業務の範囲）

第2条 甲の要請により乙及び乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援を目的とした相談窓口（電話相談を含む。）の準備及び開設並びに運営
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）乙による甲の窓口業務における受付支援
- （4）その他、甲が必要と認める業務

（要請）

第3条 甲は、災害時に乙の協力を得る必要があるときは、協力要請書（第1号様式）をもって、乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、前条に規定する業務を実施した場合は、業務報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請による行政書士業務に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、これにより難しい場合は、甲、乙の協議によるものとする。

(被災者の費用負担)

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、行政書士業務上生じる印紙、証紙、登録免許税、官公署納付金等は被災者の負担とする。

(損害の補償)

第7条 甲の要請による行政書士業務により、乙、乙の会員、又は第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において行うものとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、この協定による行政書士業務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。この協定の期間満了後又は解除後においても同様とする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を定めるものとする。なお、連絡責任者に変更が生じた場合は、速やかに相手側に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対し意思表示がないときは、期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

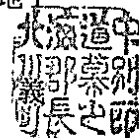
上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月14日

甲 中川郡幕別町本町130番地1

幕別町

幕別町長 飯田 晴



乙 帯広市東3条南25丁目

北海道行政書士会十勝支部

支部長 谷川 秀

